#### 和歌山県立

## 対書館だるの

第46号 平成28年7月



④圧力をかけて蝋を絞り出す



①収穫後一年間寝かせた葡萄櫨



⑤型に入れ、冷やし固める



②枝を取り除き、櫨の実をすりつぶす



<sup>はぜろう</sup> ⑥できあがった櫨蝋



③すりつぶした櫨の実を蒸す

はぜろう **櫨蝋の製造工程** (海南市且来吉田製蝋所)

其不任合余り之事にそのふしまなもま いとおかしく -岩﨑平四郎の櫨商売-

で、凡をなるりはいきしいさくなるは 竹をせっちるとれ一つきっという おとするんとして人でしてないとから 已常地度後多南京石路日人我七回 七代欠天政政 ろしはするかいまうろとしている サム教しいらかしは方や 予知年 一名海湖とま しまいとかして回す 南東南野十四公今 らいないかい 雨中住りまとろい ころくくなみかん まなといれてるる

岩﨑家文書 (II-902) 写真1

#### 心の中も雨模様? (写真1翻刻

くゆるあらまし 商売相始メ其不仕合余り 廿五歳之比は少シ快方ゆへ 予幼年より多病漸巳年 心に浮むあらまし記ス 之事ニいとおかしく且は 行末を思ひあんじ不図 雨中徒然暮を思ひ

よく似たこの古文書が書かれたのは、 い案じて、ふと心に浮かんだあらましを の中徒然に暮らしを思い行く末を思 言わずと知れた名作「徒然草」に

# 平四郎はおぼっちゃん

あったことから、これまでのあらましを

つまり、その不運が余りのことで滑稽で が、「其不仕合余り之事ニいとおかしく」、

記す、というのです。

は少しよくなってきたので商売を始めた ら病気がちだったけれども、二五歳頃に あたります。続いて、自分は幼いころか と、現在の暦になおすと四月二十七日に

平四郎宗明は、この時三一歳。天保八年 れて、地士となりました。 (一八三七)、一七歳の時に本家から分か 古文書の筆者で紀三井寺村在住の岩崎

ば実績に関係なく地士になることができ ます。ところが、のちには藩へ献金すれ まま士分の格式で待遇されることをいい した功績などによって、家業を継続した の浪人をいい、村役を多年に渡って勤続 地士というのは、紀州藩における在地

ことができた、裕福な家の「おぼっちゃ みずからの意思で救済事業に関わったと として銀を支払った記録が残っているの Ⅱ―八一八)。困窮する農民への「御救」 地士に取り立てられています(資料番号 農に貢献した」という名目で、平四郎は ん」だったのです。 は藩からの働き掛けによるものでしょう。 して活動していた岩崎弥一郎か、もしく は考えにくく、平四郎の父で既に地士と ですが、二五歳まで病弱だった平四郎が つまり、 岩崎家の記録によると、「親同様に勧 平四郎は献金して地士になる

## ●日々損亡かつ必々損

永四年(一八五一)弥生二十六日のこ

具を購入。さっそく商売を始めたところ 「不仕合」がおこりました。 から買わないか、という誘いを受けて道 平四郎は弘化二年 (一八四五)、油 兵衛という人から櫨絞りの道具がある

櫨の実を購入し絞らせたが、 れて損をした。 ことであったが、一匁二分に値切 の実を混ぜ、和歌山で売ることにし 残っていた藤白産の櫨実に別の産地 た予定量より少なく、損をしたので、 藤白で買った実を絞ったところ、ま り少ない量しか蝋がとれず、 一匁八分で買ってくれるという 損した。 予定よ

くられるようになりました。 います。明和五年(一七六八)には、 と共に持ち帰ったことが始まりとされて 藩の命で薩摩から甘蔗(サトウキビ)苗 郡簑島村(現有田市簑島)の田中善吉が 紀州藩では元文元年(一七三六)に有田 士・名草・那賀の三郡にも栽培がひろま 櫨(「馬臼」とも)は、ウルシ科の植物で、 櫨の実と実からとれる蝋が盛んにつ 海

りません)。 広まったので、 われています に比べ収量や色・品質に優れているとい 紀州発祥の「葡萄櫨」です。ほかの品種 写真2が、現在県下で栽培されている (葡萄櫨は慶応元年以降に 平四郎の時代にはまだあ

じ一貫(三:七五㎏)でも、なるべく実 の部分以外も含まれていることから、同 ており、販売時は写真2のように枝がつ いたままでした。つまり、蝋がとれる実 櫨の実は、重さを単位として売買され

うかを見極める必要がありました。 技術、経験が未熟であったことから、日々 味する力をはじめ、 ないまま商売を始めたらしく、 の多いものを選び、さらに良質の実 や契約の交渉など、商売に必要な知識や どうやら平四郎は、修行や見習いをし 売買の値段(相場)

介かど

材料を吟





写真3 燈芯 (松井本和蝋燭工房)

## 平四郎、思ひ附く

損失が出たようです。

損とした。 弘化四年 (一八四七)、蝋燭商売と 「思ひ附」き、道具を買調え、職 却すると買値より大下落して、また 蝋燭の製造をやめたので、 めの箱代など稚貴が掛った。その後、 大坂川上へも積み送り、 と雇った。しかし、 売れ行きが悪く、 出荷するた 燈芯と売

落してここでも損をしています。 ある燈芯も商品として扱われていたので、 和紙、つぎに皮を取り除いた藺草を巻き 加工して販売されることもありました。 ままでも売買されましたが、蝋燭などに 不要となった分を売却しましたが、 付けて作られます (写真3)。加工品で れますが、和蝋燭では竹か木の棒にまず 蝋燭の燈芯は、洋蝋燭では糸が用いら **櫨から絞った蝋(表紙写真)は、その** 

諸稚貴が夥しかった。 嘉永元年(一八四八)、今度は蝋眼 で広げる積りで樹木の伐採と地平し また損をした。 匁のところ、三百二十匁で売り払い、 調えたものの、そのままやめたので、 六〇日掛けて曝した蝋が元六百九十 「思ひ附」き、 小屋と建てるための材木と買 曝し場と本家の畑ま 本家の門で五~

に手を付ける平四郎でしたが、ことごと 資です。「思ひ附」で次々と新しい商売 文学の素養も、 く失敗しています。せっかく身に付けた 白することです。曝した蝋は、日本髪を かした櫨蝋を少量入れ、天日に曝して漂 結うための鬢付け油などに用いられます。 蝋曝というのは、水を張った盆に、 商売で一番費用がかかるのが、 商売には何の役にも立ち 初期投

## 和歌川に沈む

十五匁余り失却した。汐がついたの 歌川で舟が沈み、 櫨の実を和歌山で売るために、 めの舟と人足賃などの費用として 詰めて舟で運ばせていたところ、 で実の値段は下落、 荷と引き上げるた 五百匁の損亡と 翻

纷失した。 本家から借りていた四十匁と帳箱の 上に「鳥渡」置いておいたところ、

うがありませんが、 まさしく「不仕合」、 することをいいます。舟が沈んだのは 失却とは、ものをなくしたり、 そのためにかかった 不運としか言いよ 忘れた

> めの甘さ、あるいは「鳥渡」した油断やおかしくありません。平四郎の考えや詰 費用と損益は想定外だったのでしょう。 隙を「不仕合」の一つに数えています。 ですが、こうした事故はいつ起こっても

## 病気で解雇

櫨と絞る職人が病気と隠して仕事と て貸し損をした。 続け、日々の蝋水揚高は、 た。職人を解雇したが、 諸方に対 大損であっ

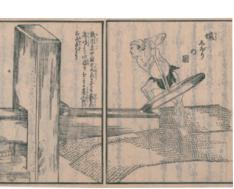


写真4 大蔵永常『農家益』 (国立国会図書館デジタルコレクションより)

ています。 なえませんでした。しかし、職人は失業 るように、人力に頼っていたため、病気 ために、生産量が少なく大損した、と言っ を恐れてか、病気を隠して仕事を続けた や怪我があった場合、作業が十分におこ 江戸時代の櫨の実絞りは、 写真4にあ

しまったようです。 を任せていましたが、 平四郎はすっかり職人を信頼して仕事 それが裏目に出て

体のことをしたので、又々失却した。正額んで祈祷してもらった。酒宴な 二~三ヶ月で道具が壊れてしまい. 不要であった。道具の仕替えの大損 が必要で、修理の材料と買調えたが が、以後半年ほどは故障しなかった。 きく、余りの事なので、 その都度材料費・人件費の失却が大 と失却は余りの事ゆえ省略。 やはり二ヶ月に一度は点検 三葛村の神

だ「不仕合」と考えたので、解決策とし ることはなかったはずなのですが。 る仕組みです。木材は、欅や樫などの堅 渡して「矢」といわれる楔を打ち込むと 「棹」あるいは「貫」と呼ばれる木材をいい、その間に臼を置き、臼の上から い木が使われていたので、そうそう壊れ 木の重量と圧力によって蝋が絞り出され た二本の木を「立木」または「鳥井」と 道具を使っていました。左側にたてられ 平四郎は、故障の原因を究明せず、 神頼みするほかありませんでした。 の実を絞るために、写真4のような た

## ●不仕合打続く

·嘉永二年(一八四九)十二月、 もできてしまった。 た金銀は残らず損亡し、 に病気もした。 手許に買い置きが無かった。この間 時に売払って損をし、高値の時には の様子をうかがっていたが、安値の ひ附」き、雑穀も買い置きして相場 売買で損と出す。 五年以前に譲り受け 米より櫨実を「思 少々借財等 米の

> 災害によって日々変動します。昨年と同 借財までできてしまったのです。 じだろうと判断した平四郎は、 場は作物の豊凶をはじめ、季節や事件・ い時に売払って損をこうむり、 穀物の売買にも手を出していました。相 平四郎は櫨蝋の生産や加工だけでなく、 値段の安

### 士族の商法

考えていたようです。 営者たる自身の才覚が原因ではない、 とおかし」な数々の失敗談をみてきまし の商売における「其不仕合余り之事ニい は、「不仕合」つまり不運であって、経 た。平四郎は、 高い教養を身に着けて育った岩﨑平四郎 幕末の紀三井寺村で地士の子として、 商買がうまくいかない ح 0)

や失却は高い勉強代となりました。 と締めくくっています。これまでの損亡 望はせずに無事を楽しみ安楽に一生を送 族の商法」の先駆けといえるでしょう。 郎が手掛けてきた商売は、まさしく「士 業や商売を起こして失敗したことを「士 旧武士たちが、生活のためになれない事 る事のめでたさを楽しみとするように」 とはいえ、古文書の最後で平四郎は「大 明治の時代になって、奉公先を失った (武士) の商法」といいますが、 平 四

までパネル展示をおこなっています。 わせてご覧ください。 九月七日までケース展示、十一月三十日 櫨を中心とした岩崎家の商いについて、<br /> (砂川佳子)

笠原正夫 『南紀徳川史』第十一冊 『紀州藩の政治と社会』

## 村の公務と私用 明治初期の戸長の姿

## 園部家文書のなかから

文書というよりも、 市域の北端に位置する有功地区)に伝来 した資料群です。 いう人物がいます。当館寄託資料である た園部雄次郎(一八六六―一九四〇)と 園部家文書」は、その彼を輩出した園 方文書がその中心をなしています。 郡会議員、 明治から大正にかけて海草郡有功村長 (現·和歌山市園部、 和歌山県会議員等を歴任し 内容的には園部家の私 名草郡園部村時代の 紀ノ川の右岸・

3]

紹介してみようと思います。 たより四二号に続き本号でも、 で見つかった興味深い史料をいくつか 本文書の整理はいまだ道半ばですが、 整理過

## 正副戸長事務取扱仮則

さえておきましょう。 扱仮則」(写し)はそのうちの一つです。 本史料には作成主体と年紀を欠いていま ので、まずはこれらの基本情報から押 【写真1】に掲げた「正副戸長事務取

村や同村民が作成した願書・届書・伺書・ た布告・布達の類いとともに、 村など三〇ヶ村を管轄していた行政単位、 和歌山県、第一大区第五小区 と題する簿冊に収められています。これ 紀州藩時代の山口組に相当)から出され 本史料は「明治九年二月 明治九年(一八七六)中に太政官や 各種文書の原本および写しが編 願断 (当時園部 主に園部 雑記\_





綴されたものです。

戸長の事務取り扱いに関し和歌山県が定政の責任者という立場にあった戸長と副 事務取扱仮則」は明治九年当時、 めた規則であることがわかります。 ている文言等を踏まえると、「正副戸長 こうした簿冊の性格や本史料で使われ · 町村行

の徴収、 暮れに神山郡廉が権令として赴任して以和歌山県では、明治六年(一八七三) 副戸長は五箇条の誓文の趣旨に基づき文 出された「正副戸長仮職制章程」で、 務にあたらねばならないと謳われていま 勧業の奨励等、 調査、教育の普及、衛生の施設、租税等 明開化を推進することに始まり、戸籍の す。その典型が明治七年(一八七四)に 掌上の内実が本格的に整えられていきま (のち県令へ)、正副戸長の身分・職 町村会の管理、 全二八項目にものぼる職 徴兵人員の把握 正 正

> 地普書搭领 今預,差添會議野、可差出其?會議所了四員 卯上其北孝收并凌頼八八十書首印税三耕智当 上機想取計正戶最上差出張 紙工割叶之多 操印念小區長工差出調 少少小區長檢查相齊 做以翌月音限り取計 置月打上副卷調印正戶長孫印 計臨時人費八美時之正戶長三根議,上 會議所入口一指示事 賣買人了一般書的戶長工差出調印上地养之機 子 追達更許其事 人民了副产各三是二本也徐印上尚正之長 月之賦課此計可申奉丁 但是一年您對上職課一若時軍當 47 相詢其公正戶長 輕意工調

鹿一可差之 一分職應地卷方差如印前以中受五歲八

す。

応方、 区)―県庁との職掌関係をより分明にす 副戸長(町村)―戸長(町村)― わる戸籍事務の執行方、の六項目に関し 物を抵当指定のうえ金銭借用する際の対 伴う地券書換の取り扱い方、⑤土地や建 各種文書の進達方、 収納方、③町村民から提出される願書等 文書の引継・管理方、②町村民費の支出 たものといえます。具体的には、 らかに、こうした流れを受けて達せられ ることが目指されています。 本史料「正副戸長事務取扱仮則」も明 ⑥生没や結婚・養子縁組等にかか ④土地の売買譲渡に 小区長 (小 ①町村

まった形で確認することができます 編纂事業を通じて収集され、 布達については、 一八七〇年代に出された和歌山 すでに和歌山県史の 現在まと 県の

ために必要な基礎作業となるはずです。

飲人味施言當上降 八連 可中出る 地可并建物電人 版工張衛取計 戸哉三于影如取計,上 書八人了 副戸長工屋出世副戸最小印え 與仰事 户八档 但正方長差支候節八其事 代理三別戶長取計 但 前回新 故相 談

户心精 長相沒供事 "方相認声長一方調印取計副戶 右 残 送 脹千 但他縣工送編 稀 是远之通 . 入刀上送輪券副户長 都ラ 图 八四長臭印八 戸長三祖出りで

職掌は明治七年に出された一連の県布達 れらの史料を通覧する限り、 国立公文書館所蔵「和歌山県史料」)。こ によって確立したように見えます。 しかし本史料からは、明治九年になっ 正副戸長 0

県布達の追加的な収集・調査は、 ときは九牛の一毛にすぎません。 歌山県の布達が相当数あり、 をめぐっては制度的に不安定な状況が続 れていることからして、正副戸長の職掌 も本史料のタイトルに「仮則」と銘打た 状態だったことがうかがえます。そもそ いていたと考えるべきでしょう。 ても依然として補訂を加えねばならない の和歌山県行政に関する理解を深める 園部家文書には日の目を見ていない 本史料のご この時 しかし 和

【写真1】

(『和歌山県史』近現代史料八、このほ

## 京都を遊覧する戸長

ているのがわかります。小区限りでの決

彦九郎 い簿冊に綴られたものです。 月十五日付で 制度的な整備が進められていた最中の明 さて、正副戸長の身分や職掌をめぐり 【写真2】 はその原本で、 (雄次郎の園部家とは別家) が四 (一八七四)、園部村戸長の園部 「旅行願」を提出していま ある分厚

られました(史料後段の朱筆部分)。 慮しても、 九郎の願いは同日付で無事「聞き届け」 ゆったりとした旅程と思われますが、彦 (京都)間の移動に通常要する日数を考 の主たる墨筆部分)。 間「旅行」したい、と申し出ました(中 彦九郎はこの願書で、「西京府博覧会」 「縦覧」を目的に四月十七日から一五 一五日間というのはかなり 和歌山:「西京府」

という宛所が付箋の貼付により抹消され されていた「和歌山県権令神山郡廉殿 史料をよく見ると、 彦九郎の願書を処理したのは朱印 のある第一大区第五小区です。この 彦九郎作成段階で記 割

南 門第一年四月十五日 留主才內用向之低天 了十五日之五 於川仕度 古 十分村同後 黑田漁之惡 明治五年四月 會為後 魔木月十七日 合己一次不決段馬 以度西京府 國部馬九路 松仕度 【写真2】

> 明治五年に開かれた京都博覧会の古写真 御所・仙洞御所でおこなわれ、 は明治十年〈一八七七〉に開催された「京 内外国人の観光客もたくさん訪れた、日 る京都博覧会を指します。当初は西本願 博覧会」とは、 裁で支障なしと判断されたのでしょう。 都博覧会之図」乃村工藝社所蔵)。 〈The Far East, July 16th. 1872〉、【写真4】 本有数の地方博覧会です(【写真3】は 和三年(一九二八)までほぼ毎年開 の博覧会場をいくつか移転させながら昭 ら京都で開催されていた博覧会、いわゆ 彦九郎の好奇心をかきたてた「西京府 明治六年(一八七三)からは大宮 明治四年(一八七一)か 以降常設 催

覧会の一見を推奨していたわけです。 催を案内する和歌山県布達も発見されま 象徴とされ、 地方博覧会は一八七〇年代、文明開化の した。つまり、 の別の簿冊のなかから、京都博覧会の開 七年に催されています。また園部家文書 環として全国的に盛況を博していまし 京都博覧会のような事例は稀ですが、 和歌山でも明治五年(一八七二)と あるいは府県の勧業政策の 和歌山県としても京都博

ことになりますが、 よっては私用と公務の区別をあいまいに、いい、ていたかもしれません。とすれば、人にていたかもしれません。とすれば、人い るべき戸長の職掌やその自覚とも関係し しかねないような類いの 心だけからではなく、地域のリーダーた 物したいと思い立ったのは、 したがって、彦九郎が京都博覧会を見 彦九郎は私用扱 旅行 個人的な関 という

> ます。 わざわざ「申し合わせ」をおこなってい 「同役」 (戸長)をつとめる黒田源之丞と 御用向」について、隣村の六十谷村で「旅行願」によれば、彦九郎は「留守

らなかったのです。 いて支障のない旨をきちんと記さねばな の願書に「留守中御用向」の対応方につ 私用の旅行であるからこそ、彦九郎はそ の調整に委ねられていたと考えられます。 る休暇における事務執行のありかたにつ ですが、戸長の私用による留守、 は副戸長が代行することになっていたの いては明確な取り決めがまだなく、個別 もし公務出張であれば、 戸 長の留守中 いわゆ

息入れようとする戸長のプライベート この史料からは、公務の合間を縫って 一端が目に浮かびます。波のようにと

0)

に対する一般的なイメージは偏ったもの 常は繁忙極まりない― をこなさなくてはならなかった戸長の めどなく押し寄せてくる膨大な行政事務 であることがわかるでしょう。 ―このような戸長

日

は考えたくないものです。 うなケースは、 る姿勢で公務に携わっていた彦九郎のよ とがなさそうです。厳格に公私を峻別す 世間を騒がせた某知事を挙げるまでもな 細は不明です。それにしても、 ルート、移動手段、博覧会以外に立ち寄っ いたこの時代だからこそ可能だった、と 体現することが厳しく戸長に求められて た名所旧跡等、 彦九郎の京都遊覧については、 公私の混淆問題はなかなか絶えるこ 明治の新政を地域社会で 興味は尽きませんが、詳 つい先頃

平良





【写真4】

#### 平成二十七 年度 新 収 古文書 の 紹

進めていきます。なお、整理中の文書は、 ど、皆様に利用いただくための整理を 紹介します。これらについては、これか 購入によって新収した古文書の概要を ない場合があります。御利用にあたっ 一納に時間がかかったり、 番号付け、 平成二十七年度に当館が寄贈・寄託 事前に当館に御連絡ください。 目録作り、 複製物作成な 御利用にな

#### 宇佐美系譜

系図二冊が売られているのを、 |館に勤めていた方が発見して購入し、 .寄贈くださいました。 江 戸時代の紀州藩軍学者宇佐美家の かつて

に当館に寄託されている 字の書き癖や記載内容などから、 『軍学者宇佐 既



宇佐美系譜のうち、宇佐美定祐(大関左助)作成 と思われるもの

思われます。 佐美定祐(大関左助)が作成したものと 者宇佐美定祐文書』の偽文書と同様、宇 います。系図二冊のうち一冊は、 つ造して仕官した家として広く知られて 名越後上杉家の軍師など先祖の由緒をね 美定祐文書』と同じ家で作成されたもの 今日の研究では、宇佐美家は、戦国大 元は一緒にあったものと思われます。 『軍学

# ロバート・テキスター関係資料

授) 贈いただきました。 版されたかどうか、 関係資料約一五点です。(ただし、現時 る本の序文をテキスターが寄稿した際の 打ち)三四点(うち三点には日本語訳添 務めたロバート・B・テキスターをはじ 点では「戦後和歌山の教育」が実際に出 が出版を企てた「戦後和歌山の教育」な 付)及び一九八五年前後に中沢や関係者 ら県教育担当部局との英文書簡 めとする軍政部と、軍政部顧問谷口美智 かけて連合国軍和歌山軍政部教育部長を 昭和二十二年(一九四七)から翌年に (和歌山師範学校・のち和歌山大学教 や中沢哲夫教育課長 谷口家に遺されていたものを御寄 確認できていませ (のち副知事) (タイプ

び高校の設置を主導した重要人物であり かにする重要な新出資料です 当該期の政策決定に至るプロセスを明ら テキスターは本県における新制中学及

#### 中松家文書

約一五点が当館に寄託されました。 家臣であった中松家に伝わっていた文書 旧紀州藩田辺領(「付家老」 安藤家

独立が認められたのを初代とします。 角を現し、文化十年(一八一三)に分家 左衛門の息子圓兵衛が経済官僚として頭 「先祖書」によると、同家は、

第八巻』に翻刻されています。 が分かる大変貴重な記録で、 田辺の役所などとの連絡・応援の有り様 本藩領や新宮領も含む他の詰場や村々 詰中日記」は、緊迫する前線の様子や 誅組の変」の際には、 三年(一八六三)に大和国で起きた「天 この時書かれた日記「秋津川村天誅組 (現田辺市秋津川)に派遣されました。 警備のため秋津川 『田辺市史

## 園部家文書 (和歌山市園部

面など家経営に関するものがあります。 村最大の地主であった同家の小作関係帳 議員、県会議員等を務めた園部雄次郎宛 受けている園部家文書の追加寄託です。 ての書簡や賞状類のほか、明治期に園部 平成七年以来、数度にわたって寄託を 今回寄託分には、 、有功村長、 海草郡会

# 小阪区文書(那智勝浦町小阪

和三十年からは那智勝浦町の大字となり 年(一八八九)まで小坂村といいました。 那智勝浦町小阪は、 (明知)色川組に属し、明治二十二 色川村の大字小阪となり、 江戸時代紀州藩新 昭

三代目源吾は軍人として活躍し、 中松圓 文久

利関係の「永久保存」文書の整理が行わ

木箱が作成された時期に小坂村の土地権

た同種の文書が追加されたものと思われ れて収納されたものに、その後作成され 時代後期から明治初年の時期のものです。

貢租・土地関係の帳面です。

多くは江戸

立人別帳など、ほぼ全てが旧小坂村内の

の文書で、延宝六年(一六七八)から

た木箱二箱に収納されている約四三〇点

小阪区文書は、明治八・九年に作ら

治期にかけての検地帳や名寄帳、貢租

取 明

えました。近い将来同町に文書館又は資 る予定です。 料館が設置された後に、 マイクロフィルム撮影・複製物作成を終 いましたが、ひとまず文書館に寄託され これまでは地元の南泉寺に保管されて 同町が受け入れ

# 父川家文書

(橋本市東家

文書の追加寄贈約一五点です。 平成二十四・二十五年度に続く父川 家

源次の名が記載されてあり、 同市高野口町名古曾) ものですが、江戸時代に橋本町役人を務 たことが分かります。 の有力者間で絵画をめぐる繋がりがあっ めた西塙氏や土屋氏、伊都郡名古曾村(現 今回寄贈分は、みな絵画の下絵らしき 在住の地士牲川右 これら近隣

とが分かっています。 郡茶口前の徴税業務を請け負った西塙氏 書の一部は、那賀郡岩出口前所及び伊都 (上記) また、これまでの分析により、同 が職務上作成した文書であるこ

# 帯圧酒造・森田家文書(かつらぎ町丁ノ町)

営者森田庄兵衛が行った新和歌浦 部含みます。 業以外の経営や公職に関する文書を一 帯圧酒造場(銘柄は「鶴の瀧」「酔人日(ス 治の中頃には県下最大の醸造量を誇った 、○○○点余の文書が寄託されました。 :簿類ですが、経営者森田家による同 の酒・味醂など醸造業に関する経営 どあります ほとんどが明治後期から昭和後期ま トピー)」など)に残されていた 江戸時代中期創業で平成まで続き、 山市) 開発に関するもの 有名な明治・大正期の経 は四〇点 現 明



帯庄酒造・森田家文書のうち、新和歌浦開発 に関する絵図

# 那賀銀行・那賀製糸工場設計図(紀の川市名手市場)

株式会社工場の手書きの建築設計 た株式会社那賀銀行本店及び那賀製糸 古書店から購入しました。 |紀の川市名手市場にかつて存在し 図で

から大正十三年 那賀銀行は、明治二十九年 九二四) (一八九六) まで存在

> 頃 があります。同規定から、明治四十 面 合併して伊那合同銀行になります。)図 によって設立された株式会社伊都銀行と しました。(同年、 の作成であることが分かります。 は一五枚あり、「工事執行規定」一通 上記の森田 庄兵衛ら

14 ます。 那賀製糸工場は、 図面は一八枚あります。 大正六年に開業して

那賀製糸株式会社本館・乾燥場・繰糸工場 建築図

## 平野氏三船明神御宮遷私記 (紀の川市桃山町元)

細な記録です。 文化三年(一八〇六)四月二日までの詳 多くのトラブルに対処しながら同社の修 土神三船明神社の下司役を中世以来務めまたがる 安楽川庄一四ヵ村(現紀の川市内)の産業がの第二年代まで高野山領であった那賀郡 本来もう一冊あったはずで、同二年閏八 11 (一七九三) 二月八日の ていた平野家の当主団之進が、 ています。 中世から続く「庄宮座」 から同三年三月十二日までの記録を欠 遷宮や能興行などでの務めを終える 古書店から購入しました。 横半帳が四冊ありますが、 「庄会合」 の序列・秩序 寛政五年 以降、

> と本当にイライラしてきます 態が進展しない様子がよく分かり、 難を極めました。会合を何度開いても事 配系統の複雑さなども影響し、 めぐるトラブルでした。高野山領内の支 る れが最も顕在化するのが、庄の上層であ 慣行が大きく動揺する時期にあたり、 「庄年寄」内での能興行時の座席順を 解決は困 読む

## 紀州藩士薗田家文書

明治十一年 (一八七八) の 「田畑地券控 家の由緒に関する書留がほとんどですが 二〇点です。 本を捕らえるなどして活躍した薗田伊兵 なってからも、 栄久の子孫に伝えられていた文書約 上記栄久の事績に関するもの及び薗田 家康以来徳川家に仕え、 古書店から購入しました。 罪を得て出奔した幕府 紀州藩士と 旗

分かります。

紀州牟婁郡新宮領里数在郷神社仏閣旧跡記

からは、当時の旧藩士の土地所有状況が

の購入です。 宮領分見聞記」 の史料』(浜畑栄造編著) 新宮領についての地誌一 現三重県域を含む旧牟婁郡内の紀州藩 の別本です。 一冊で、 収録「紀州新 古書店から 『続熊野

中村氏」 また、明治五年 れて成立したようです(加筆者は不明) 六年 (一七九四)、 によって書かれた地誌の内容に、寛政 寛文元年(一六六一)に「湯本之生駒氏 奥書によると、この写本は、 によって加えられた朱筆もあり (一八七二) 以降に「下 新たな内容が加筆さ もともと

#### 書のうち、 平成 文書館には、 又書の引継一十七年度

収

を選別し「歴史文書」として収集してい 理委員会が保存期間満了により廃棄する 会・海区漁業調整委員会・内水面漁場管 県議会事務局・選挙管理委員会・監査委 ものが引き継がれます。また、知事部局 有期限文書のうち歴史的価値があるもの 員事務局・労働委員会事務局・収用委員 事案完結後二〇年を経過した 和歌山県庁の永久保存文

開館からの累積冊数は二三、一一六冊で た永久保存文書は三九五冊、 平成二十七年度に文書館に引き継 平成五年の がれ

開館以降の歴史文書の累積冊数は、 九%が、歴史文書ということになります。 廃棄されていますので、そのうちの二・ 課全体では、合計八、九四一冊の文書が 集したものです。この年、 六七一冊です。 のうち二五三冊が知事部局本課から収 歴史文書の収集冊数は二六六冊で、 知事部局本 そ

報公開制度に則り、 なお、永久保存文書のうち、 個人情報保護などの問題がなくなったも ナーでの御利用になります。 記載されているものなどについては、 から御利用いただけるようになります。 れ、事案完結後三〇年が経過し、 これらの文書は、 文書館で保存・ 県庁情報公開コー 個人情報が 且.

### 地域に眠る「災害の記憶」と 半成二十七年度文化庁補助金事業 化遺産を発掘・共有・継承する事業

承する事業」に参加しました。 害の記憶」と文化遺産を発掘・共有・継 年度も文化庁補助金事業「地域に眠る「災 文書館は、 前年度に続き、 平成一 一十七

再確認して今後の教訓とし、併せて地震・ 将来の被災に備えるものです。 津波被害が想定される地域の古文書、 に関する記録や記念碑、言い伝えなどを この事業は、和歌山県内の過去の災害 お祭りなど文化財の確認調査を行い 仏

東牟婁郡串本町・同郡太地町で事業を実 ま」が共同して事業を行っています。 民間団体「歴史資料保全ネット・わかや 文化遺産課、 施しました。 平成二十七年度は、西牟婁郡すさみ町・ 和歌山大学や県外の研究者、

文書館のほか、県立博物館、県教育庁

学ぶ防災二〇一五」を開催しました。 に配布したほか、 を守るために―』を刊行して三町内全戸 の記憶」を未来に伝えるⅡ―命と文化財 小冊子『先人たちが残してくれた「災害 今後の防災の参考にしていただくため、 事業の成果を地元の皆様に御報告し、 現地学習会「歴史から



災を考えました。また、来場くださった 歴史学に限らない幅広い視点から地域防 クショップも開催しました。 方々が今後の防災について話し合うワー る田原先生をゲスト講師としてお招きし 平成二十八年度は、日高郡由良町及び 長年地元で活動されてい 小冊子は、県立博物館ウェ ブサイトでご覧になれます。

学習会では、

### ■利用方法

文書館

の

利

用

案内



の受付は閉館30分 さい。文書等利用 書に記入のうえ受 検索し、閲覧申請 ある目録等で必要 ◆閲覧室受付に な資料、文書等を 付に提出してくだ

◆複写を希望される場合は、複写承認申 さい。 閲覧室書棚に配架している行政資料 請書に記入のうえ受付に提出してくだ 参考資料は自由に閲覧してください。 複写サービスは有料です。

前までです。

#### 開 館 時 間

◆火曜日~金曜日

午前10時~午後6時

◆土・日曜日・祝日及び振替休日 午前10時~午後5時

## |月二十八日 於:すさみ町総合センター 参加者七二名 「祭りの「保存」と「継承」 ―すさみ町を事例として―

和歌山大学紀州経済史文化史研究所

休館

日

特任准教授吉村旭輝氏

3 2 和歌山県立博物館袴田舞学芸員 「持宝寺と長沢芦雪」 「宝永地震津波と周参見下地浦の「浪避堤 和歌山大学名誉教授藤本清二郎氏

◆館内整理日

③「棟札に記された地震津波の記憶」

④ 「有田浦を襲った安政の地震と津波」

神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター木村修二氏

歴史資料保全ネット・わかやま砂川佳子氏

和歌山県立博物館前田正明主任学芸員

②「橋杭岩の津波石とジオパークでの利用法」

太地町歴史資料室学芸員櫻井敬人氏

串本古座高校古座校舎教諭田原敬治氏

①「背美流れ:明治十一年太地鯨組の海難

|月二十七日||於:串本町文化センター||参加者六五名

現地学習会

歴史から学ぶ防災二〇一

五―災害の記憶を未来に伝える―

.郡印南町で同事業を行っています。

4 近代姫路大学准教授松下正和氏 「大日山頂上の「為後鍳」碑と大日講 「災害資料を活かした自主防災活動について 和歌山県立博物館前田正明主任学芸員

⑤「有田・正覚寺の地蔵菩薩像について」

和歌山県文化遺産課三本周作副主査

◆月曜日 年末年始 (祝日又は振替休日と重なると きは、 12月29日~1月3日 その後の平日

2月~12月 第2木曜日 (祝日と重なるときは、 (月曜日のときは、5日 1月4日 その翌日

特別整理期間

10 日間

(年 1

回

印 F

刷

有限会社隆文社印刷所 〇七三-四三六-九五四

ΑX

和歌山県立文書館だより

第 46 号

電 編集・発行 平成28年7月31日 発 和歌山市西高松一丁目七-三八 〒六四一-00五一 話 〇七三-四三六-九五四〇 和歌山県立文書館 きのくに志学館内 行

IR和歌山駅・南海電鉄和歌山市駅から バスで約20分

■交通のごあんな

◆和歌山バス高松バス停下車徒歩約3分



https://www.lib.wakayama-c.ed.jp/monjyo/